

大村市【施設等特定募集型】ネーミングライツ・パートナー募集要項

大村市では、次のとおり命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1 目的

民間企業等の協力のもと、新たな財源を確保することにより、大村市が所有する施設等の魅力向上や市民サービスの向上を図り、対象となる施設等の持続的・発展的な運営、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的とします。

2 対象施設

番号	施設名	最低価格（年額）
1	大村市総合運動公園	1,000,000円（税抜）
2	大村市野球場	350,000円（税抜）

※施設の概要や募集条件については、「施設概要」をご確認ください。

3 契約期間

3年（令和9年4月1日～令和12年3月31日）

4 ネーミングライツ料

「2 対象施設」に記載している最低価格（年額）以上でご提案ください。

5 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、応募することができません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの
- （2）大村市入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けているもの
- （3）消費税及び地方消費税並びに大村市税の滞納があるもの
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされているもの
- （5）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産開始手続開始の申立てがなされているもの
- （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業その他風俗営業に類似したもの
- （7）消費者金融に係るもの
- （8）たばこに係るもの

- (9) ギャンブル（宝くじを除く）に係るもの
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 政治性又は宗教性のあるもの
- (12) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当するもの、及び次の各号に掲げるものがその経営に実質的に関与しているもの
 - ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているもの
- (13) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合し、施設の管理運営に支障をきたす可能性があるもの（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (14) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

6 愛称の条件

愛称には企業名、商品名およびロゴ等を含めることができます。ただし、次の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 施設等のイメージを損なうことなく、施設等の種別が容易に理解でき、市民や利用者にとって、親しみやすい、呼びやすい愛称とします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称の対象としないこととします。
 - ①法令等に違反するもの又は違反行為を助長するおそれがあるもの
 - ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ④政治性又は宗教性のあるもの
 - ⑤社会問題についての主義主張に当たるもの
 - ⑥個人の名刺広告
 - ⑦国、地方公共団体その他公共の機関が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
 - ⑧消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑨社会的批判を招くおそれのあるもの
 - ⑩内容が明確でないもの
 - ⑪教育的又は健康的な配慮が必要なもの
 - ⑫青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑬第三者の財産権（商標権、著作権等）、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑭第三者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの

- ⑮その他市長が愛称として使用することが適当でないと認めるもの
- (3) 募集を行うのは施設等の愛称であり、条例上の名称を変更するものではありません。
- (4) 契約期間中の愛称の変更はできません。
- ※愛称の条件については、「施設概要」に記載する施設ごとの命名条件を必ずご確認ください。

7 募集方法

(1) 受付期間

令和8年8月21日～令和8年10月23日 午後5時まで

(2) 受付場所

大村市玖島一丁目25番地大村市役所第3別館2階 管財課

(3) 提出方法

管財課へ持参か郵送で提出ください。(郵送の場合は必着)

(4) 提出書類

- ア 【施設等特定募集型】申込書(様式第1号)
- イ 【施設等特定募集型】誓約書(様式第2号)
- ウ 消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書(発行から1ヶ月以内のもの)
- エ 法人・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明で発行から3ヶ月以内のもの)
- オ 直近3か年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)

8 質問方法

(1) 質問の受付

質問がある場合は、「質問票(様式第3号)」により、次のとおり受け付けます。

ア 質問受付期間

令和8年10月9日 午後5時まで

イ 提出場所

大村市玖島一丁目25番地大村市役所第3別館2階 管財課

ウ 提出方法

管財課へ持参、郵送又は電子メールで提出ください。

※口頭での質問は受け付けません。(簡易な質問を除く。)

(2) 質問への回答

質問者には、郵送又は電子メールにより個別に回答するほか、随時大村市のホームページ内で質問及び回答を公表します。(質問者の氏名等は表示しません。)

9 選定方法

(1) 選定方法

大村市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、選定基準に基づき審査を行い、優先交渉権者を決定します。

(2) 選定基準

審査項目	審査内容	配点
応募者	経営の安定性	5
愛称	施設等のイメージや設置目的との整合性 親しみやすい、分かりやすい、呼びやすい愛称か 等	2.5
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	4.0
地域貢献等	地域社会への貢献の実績 等	1.5
その他の付帯的なサービスの考え方 (役務等の提供内容)	施設等の魅力向上につながる内容か 市民サービスの向上につながる内容か 等	1.5

※ 各委員の審査項目ごとの合計が、【審査項目の配点×委員数】の6割に満たない場合はネーミングライツ・パートナーとして選定しません。

(3) 結果の通知

審査委員会での審査結果は、応募者に対し文書で通知し、優先交渉権者の決定を大村市のホームページで公表します。

10 契約保証金

契約締結前に、大村市財務規則第94条第1項に規定する契約保証金の納付が必要となります。金額は、契約金額(年額×5年)の100分の10です。なお、納付された契約保証金は、契約期間終了後の原状回復が確認できた後に還付します。

11 ネーミングライツ料の納付

指定する期日までに大村市が発行する納付書で一括納付することとなります。

12 ホームページ等による周知

契約締結後、大村市のホームページ等を通じ広く公表します。

13 名称変更に伴う費用負担

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※１）		○
契約期間終了後の原状回復		○
本市及び指定管理者等が作成する印刷物（パンフレット、封筒等）（※２）	○	
本市及び指定管理者等が管理するホームページの表示変更（※３）	○	

※１ 敷地外や新規の看板設置等は、ネーミングライツ・パートナーが本市や関係機関等と設置の可否について協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。

※２ 愛称決定時に既に使用している印刷物は、原則としてそのまま使用します。

なお、残部数や改訂時期等を考慮し、本市が新たに作成する印刷物については、愛称を使用することとします。また、指定管理者等が作成する印刷物がある場合は、本市における取扱いと同様とすることを基本に本市が指定管理者等と調整します。

※３ 本市が管理するホームページについては、本市において愛称導入時に表示を変更します。また、指定管理者等が管理するホームページがある場合は、本市における取扱いと同様とすることを基本に本市が指定管理者等と調整します。

14 愛称の使用開始時期

令和９年４月１日

15 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーが、契約後に募集要項「５ 応募資格」の各号に該当することとなった場合、又はネーミングライツ・パートナーの法令違反等の信用失墜行為があった場合は、大村市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。また、既に納入されたネーミングライツ料は原則として返還しないものとします。

16 問い合わせ先

大村市財政部管財課（第３別館２階）

TEL：0957-53-4111

E-mail：kanzai@city.omura.nagasaki.jp